

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前（2016年12月20日付）	改定後（2017年6月1日付）
<p><b>第2条（定義）</b></p> <p>(1)「本サービス」とは、当社が Wireless City Planning 株式会社から卸提供を受ける AXGP 回線その他の当社が提供する TD-LTE 回線を利用して、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。サービス提供機器が Air ターミナル 2 以降においては、AXGP 回線その他の TD-LTE 回線のメンテナンス作業中など、サービスをご利用いただけない場合は、当社が提供する FDD-LTE 回線に切り替えてインターネット接続を提供します。</p>	<p><b>第2条（定義）</b></p> <p>(1)「本サービス」とは、当社が Wireless City Planning 株式会社から卸提供を受ける回線および当社が提供する回線を利用した電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。なお、サービス提供機器が Air ターミナル 2 以降においては、回線のメンテナンス作業中などサービスをご利用いただけない場合、バックアップ回線に切り替えてインターネット接続を提供します。</p>
<p>規定なし</p>	<p><b>第20条の2（責任の制限）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。</li> <li>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</li> <li>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</li> </ol>

4. 当社は、当社以外の事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であつて、当社が当該事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。
5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。
7. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとします。）の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。